

第 5000 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 6月10日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 接待飲食費に該当しない費用

Q：接待飲食費の50%相当額が損金になるようになったそうですが、飲食費に該当しない費用には、どのようなものがあるのですか？

A：次のような費用は、飲食費に該当しないこととされています。

【解説】

接待飲食費の50%相当額が損金算入できるようになりましたが、次のような費用は、飲食費に該当しないこととなっていますので注意してください。

① ゴルフや観劇等の際の飲食等

ゴルフや観劇、旅行等の一環として行われる飲食等は、催事と一体不可分なものとしてそれらの催事に吸収される行為と考えられますので、飲食等が催事とは別に単独で行われていると認められる場合（例えば、企画した旅行の行程の全てが終了して解散した後、一部の取引先の者を誘って飲食等を行った場合など）を除き、ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用は飲食費に該当しないこととなります。

② 接待等のために得意先等を送迎する送迎費

接待・供応に当たる飲食等を目的とした送迎という行為のために要する費用ですから、送迎費は飲食費に該当しないこととなります。

③ 飲食物の詰め合わせを贈答する費用

単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為は、いわゆる中元・歳暮と変わらないことから、その贈答費用は飲食費に該当しないこととなります。

